

恵庭市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、以下のものを指定納付受託者に指定したので、同第2項の規定により次のように告示する。

令和6年12月9日

恵庭市長 原田



1. 指定納付受託者の住所及び名称

- (1) 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社 S.L.C. グループ
- (2) 大阪府吹田市江坂町一丁目23番38号
株式会社エフアンドエム
- (3) 東京都目黒区下目黒1丁目8-1
アマゾンジャパン合同会社

2. 指定納付受託者の指定をした日

令和6年12月9日

3. 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類

えにわ・花子さん愛情寄附（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

4. 指定納付受託者が歳入等を納付する期間

令和6年12月9日から令和7年3月31日まで